

総務省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第一款 (略)</p> <p>第二款 (略)</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目、第七目 (略)</p> <p>第八目 国際戦略局(第六十七条―第七十五条)</p> <p>第九目 情報流通行政局(第七十六条―第九十条)</p> <p>第十目、第十三目 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 秘書官(第一条)</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及びサイバーセキ ユリテイ統括官の設置等(第二条―第十五条)</p> <p>第二款 特別な職の設置等(第十六条―第十九条)</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目 大臣官房(第二十条―第二十六条)</p> <p>第二目 削除</p> <p>第三目 行政管理局(第三十六条―第三十九条)</p> <p>第四目 行政評価局(第四十条―第四十四条の二)</p> <p>第五目 自治行政局(第四十五条―第五十四条)</p> <p>第六目 自治財政局(第五十五条―第六十一条)</p> <p>第七目 自治税務局(第六十二条―第六十六条)</p> <p>第八目 国際戦略局(第六十七条―第七十四条)</p> <p>第九目 情報流通行政局(第七十五条―第九十条)</p> <p>第十目 総合通信基盤局(第九十一条―第百九条)</p>

第三節 第五節 (略)

第二章 (略)

附則

第一章 本省

第二節 内部部局等

第三款 課の設置等

第八目 国際戦略局

(国際戦略局に置く課等)

第六十七条 国際戦略局に、次の七課及び参事官一人を置く。

国際戦略課

技術政策課

通信規格課

第十一目 統計局(第一百条―第一百八条)

第十二目 政策統括官(第一百九条)

第十三目 サイバーセキュリティ統括官(第二百十条)

第三節 審議会等(第二百一条―第二百五条の二)

第四節 施設等機関(第二十六条―第三十二条)

第五節 地方支分部局(第三十三条―第四十条)

第二章 消防庁

第一節 特別な職(第四十一条・第四十二条)

第二節 内部部局(第四十三条―第五十条)

第三節 審議会等(第五十一条)

第四節 施設等機関(第五十二条)

附則

第一章 本省

第二節 内部部局等

第三款 課の設置等

第八目 国際戦略局

(国際戦略局に置く課)

第六十七条 国際戦略局に、次の七課を置く。

総務課

技術政策課

通信規格課

宇宙通信政策課

国際展開課

国際経済課

国際協力課

(国際戦略課の所掌事務)

第六十八条 国際戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 国際戦略課、国際展開課、国際経済課、国際協力課及び参事官の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関すること（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る）、国際展開課及び参事官の所掌に属するものを除く。

四 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること（第十二条第一項第八号及び第七十条第二号に掲げるものを除く。）。

五 総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること（国際経済課及び国際協力課の所掌に属するものを除く。）。

六 前各号に掲げるもののほか、国際戦略局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

宇宙通信政策課

国際政策課

国際経済課

国際協力課

(総務課の所掌事務)

第六十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際戦略局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二 前号に掲げるもののほか、国際戦略局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(技術政策課の所掌事務)

第六十九条 (略)

(通信規格課の所掌事務)

第七十条 (略)

(技術政策課の所掌事務)

第六十九条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策のうち技術に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関すること。
- 三 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること(宇宙通信政策課の所掌に属するものを除く)。
- 四 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)第六条第一項に規定する基本方針の策定に関すること。
- 五 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。
- 六 国立研究開発法人情報通信研究機構の組織及び運営一般に関すること。

(通信規格課の所掌事務)

第七十条 通信規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 有線電気通信設備及び無線設備(高周波利用設備を含む。)に関する技術上の規格に関すること。
- 二 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、国際電気通信連合憲章第十二条第一項(1)及び第十七条第一項(1)に規定する技術に関する研究及び勧告に関して国際

電気通信連合と連絡すること。

(宇宙通信政策課の所掌事務)

第七十一条 (略)

(宇宙通信政策課の所掌事務)

第七十一条 宇宙通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。
- 三 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関すること。
- 四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(国際展開課の所掌事務)

第七十二条 国際展開課は、電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務(電気通信業及び放送業の国際競争力の強化

に関するものに限る。)で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の展開の促進に係るものをつかさどる。

(国際政策課の所掌事務)

第七十二条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際政策課、国際経済課及び国際協力課の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関すること(電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。)。
- 三 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その

(国際経済課の所掌事務)

第七十三条 国際経済課は、総務省の所掌に属する国際関係事務（国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関するもの）に限り、第十二条第一項第八号、第六十八号第四号及び第七十条第二号に掲げるものを除く。）のうち経済に関するものの総括に関する事務（国際協力課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(国際協力課の所掌事務)

第七十四条 (略)

(参事官の職務)

第七十五条 参事官は、命を受けて、電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務（電気通信業及び放送業の国際競争

他の機関と連絡すること（第十二条第一項第八号及び第七十条第二号に掲げるものを除く。）。

四 総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること（国際経済課及び国際協力課の所掌に属するものを除く。）。

(国際経済課の所掌事務)

第七十三条 国際経済課は、総務省の所掌に属する国際関係事務（第十二条第一項第八号、第七十条第二号及び前条第三号に掲げるものを除く。）のうち経済に関するものの総括に関する事務（国際協力課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(国際協力課の所掌事務)

第七十四条 国際協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際戦略局等の所掌事務に係る国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 総務省の所掌に属する国際協力に関する事務の総括に関すること。

(新設)

力の強化に関するものに限り、国際展開課の所掌に属するものを除く。)のうち重要事項に係るものを分掌し、又は国際戦略局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

第九目 情報流通行政局

(情報流通行政局に置く課等)

第七十六条 (略)

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第七十七条 (略)

(情報通信政策課の所掌事務)

第七十八条 (略)

(情報流通振興課の所掌事務)

第七十九条 (略)

(情報通信作品振興課の所掌事務)

第八十条 (略)

(削る)

第九目 情報流通行政局

(情報流通行政局に置く課等)

第七十五条 (略)

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第七十六条 (略)

(情報通信政策課の所掌事務)

第七十七条 (略)

(情報流通振興課の所掌事務)

第七十八条 (略)

(情報通信作品振興課の所掌事務)

第七十九条 (略)

第八十条 削除

附 則

(国際戦略局参事官の設置期間の特例)

第十八条 第六十七条の参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十九条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十三条第一項において「整備法」という。) 附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。
- 二 (略)

(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌事務の特例)

第二十条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務(前条第一号

附 則

(新設)

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十二條第一項において「整備法」という。) 附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。
- 二 郵政民営化法に規定する事務(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。

(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌事務の特例)

第十九条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務(前条第一号

に掲げるものを除く。)をつかさどる。この場合において、第八十七條第三号中「次條第三号」とあるのは、「次條第三号及び附則第二十條第一項第二号」とする。

一 (略)

二 (略)

2 (略)

(恩給管理官の職務の特例)

第二十一条 (略)

(参事官の設置期間の特例)

第二十二条 (略)

(情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)

第二十三条 (略)

に掲げるものを除く。)をつかさどる。この場合において、第八十七條第三号中「次條第三号」とあるのは、「次條第三号及び附則第十九條第一項第二号」とする。

一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。

二 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

2 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九條各号及び前項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八條に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち同法第九十四條に規定する郵便貯金銀行及び同法第二百二十六條に規定する郵便保険会社に係るもの(同法第一百八條第一項及び第二項並びに第一百四十六條第一項及び第二項の規定に基づく検査に関するものを除く。)をつかさどる。

(恩給管理官の職務の特例)

第二十条 (略)

(参事官の設置期間の特例)

第二十一条 (略)

(情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)

第二十二条 (略)

2

(略)

2

(略)